

健康スポーツ関連施設連絡協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、健康スポーツ関連施設連絡協議会（以下「健スポ協」という。）と称する。

(目的)

第2条 健スポ協は、生涯スポーツ活動及び生活習慣病予防・改善のための運動療法に関する研修をし、資質の向上を図ること、また、健康スポーツ施設等と医師会等との連絡調整を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 健スポ協は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会、役員会の開催。
- (2) 健スポ協加盟施設職員及び個人会員の研修会、情報交換等に関する事業。
- (3) 医師会、他団体等との連携に関する事業。
- (4) 前各号にかかげるもののほか、健スポ協の目的を達成するために必要な事業。

(組織)

第4条 健スポ協は、健康スポーツ関連施設等（以下「加盟施設」という。）及び個人会員と賛助会員をもって組織する。

2 新たに、健スポ協に加盟しようとする施設は、入会願（様式1）を会長に提出し、会長は役員会の議を経て決定する。また届出内容に変更があったときは変更届（様式1-2）を、退会するときは退会届（様式2）をそれぞれ会長に提出するものとする。

3 健スポ協に加盟しようとする個人は、個人会員入会願（様式1-3）を会長に提出する。また退会するときは個人会員退会届（様式2-2）を会長に提出するものとする。

4 個人会員に関する規程は別に定める。

5 健スポ協の賛助会員に加入しようとする者は、賛助会員入会願（様式3）を会長に提出するものとする。

(役員)

第5条 健スポ協に次の役員を置く。

会長 1名 ・ 副会長 2名以上 ・ 理事 若干名 ・ 監事 2名

(役員を選出並びに職務)

- 第6条 役員は、加盟施設及び兵庫県医師会から選出する。
- 2 会長は、健スポ協を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 4 理事は、役員会を構成し、健スポ協の運営について協議する。
 - 5 監事は、健スポ協の業務及び会計を監査する。
 - 6 その他、必要に応じて健スポ協に顧問、参与を置き、会長が要請して会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

(役員任期)

- 第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員が、人事異動又はその他の事情により、その職を辞した場合は、後任者が引継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 ただし、会長が人事異動又はその他の事情により、その職を辞した場合は、第6条3項の規約により副会長がその職を代行する。また、副会長が人事異動又はその他の事情により、その職を辞した場合は、会長が後任者を指名する。

(会議)

- 第8条 健スポ協の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

(役員会)

- 第9条 役員会は、年1回開催する。ただし会長が必要と認めたときは、臨時にまたは、持ちまわりで開催する。
- 2 役員会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業計画および収支予算に関すること。
 - (2) 事業報告および収支決算に関すること。
 - (3) 役員を選出に関すること。
 - (4) 規約・規程の改廃に関すること。
 - (5) その他、会長が特に必要と認めた事項。

(総会)

- 第10条 総会は、会長又は役員会が必要と認めたとき開催する。

(事務局)

- 第11条 健スポ協の事務局を、兵庫県神戸市垂水区日向1-4-1-3Fに置く。
- 2 健スポ協の事務を処理するため、事務局に事務局長その他必要な職員を置くことができる。
 - 3 事務局長及び事務局職員は、会長が任免する。

(会計)

第 12 条 健スポ協の経費は、次条に定める分担金のほか、賛助会費、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

2 健スポ協の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(分担金等)

第 13 条 加盟施設、個人会員は、健スポ協の請求に応じ、次項に定める分担金（年会費）を納付しなければならない。

2 分担金（年会費）の額は、1 施設年額 32,000 円とする。但し、複数施設を管理運営する団体等がその全部又は一部の施設をもって加盟する場合は、分担金（年会費）の額は、その施設数に応じて、別に定める。（別表 1）

3 個人会員分担金（年会費）は、1 人年額 10,000 円とする。ただし、会長の判断により、変更することができる。

4 賛助会員は、健スポ協の請求に応じ、次項に定める賛助会費を納付しなければならない。

5 賛助会費の額は、1 口年額 32,000 円とする。

6 分担金等は、この規約第 12 条第 2 項に定める会計年度ごとに納めるものとする。また、既に納めた分担金、賛助会費は返還しない。

(細 則)

第 14 条 この規約第 13 条までに定めるもののほか、健スポ協の運営に必要な事項は、役員会に諮り会長が定める。

(付 則)

この規約は、平成 13 年 3 月 8 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日改正

平成 20 年 7 月 1 日改正

平成 21 年 9 月 10 日改正

平成 27 年 5 月 21 日改正

(別表 1)

健康スポーツ関連施設連絡協議会分担金規定

加盟施設数	分担金額
1 施設	32,000 円
2 施設以上 5 施設まで	1 施設につき 32,000 円を加算
6 施設以上 10 施設まで	1 施設につき 24,000 円を加算
11 施設以上 15 施設まで	1 施設につき 16,000 円を加算
16 施設以上 20 施設まで	1 施設につき 12,000 円を加算
21 施設以上 30 施設まで	12,000 円を加算
31 施設以上 40 施設まで	8,000 円を加算
41 施設以上 50 施設まで	4,000 円を加算
以後、10 施設単位毎に	4,000 円を加算

●分担金額早見表

施設数	会費金額(円)	施設数	会費金額(円)	施設数	会費金額(円)
1	32,000	11	296,000	21 以上 30 以下	432,000
2	64,000	12	312,000	31 以上 40 以下	440,000
3	96,000	13	328,000	41 以上 50 以下	444,000
4	128,000	14	344,000	51 以上 60 以下	448,000
5	160,000	15	360,000	61 以上 70 以下	452,000
6	184,000	16	372,000	71 以上 80 以下	456,000
7	208,000	17	384,000	81 以上 90 以下	460,000
8	232,000	18	396,000	91 以上 100 以下	464,000
9	256,000	19	408,000	101 以上 110 以下	468,000
10	280,000	20	420,000	111 以上 120 以下	472,000

※この規定は平成 18 年 4 月 1 日より適用する。